

お林保全方針

～お林の基本的な考え方～



町の木 クスノキ

真鶴町お林保全協議会

令和元年 7 月 30 日

目 次

<u>1. はじめに</u>	1
<u>2. お林保全協議会</u>	2
(1) 経緯	2
(2) ワーキンググループ会議	2
<u>3. お林の定義</u>	3
<u>4. お林の基本的な考え方</u>	3
(1) マツについて	4
<u>5. お林の価値を高める取り組み</u>	5
(1) ルールづくり	5
(2) 保全活動	5
(3) 積極的活用	5

1. はじめに

江戸時代、明暦の大火により木材が大量に必要なことから、幕命により小田原藩に割り当てられた 15 万本のマツ苗が萱原だった真鶴半島にも植林されました。明治維新後には、皇室御料林として一般の人は立ち入ることはできず、マツ林は見回り人により大切に保護され、森林法に基づく「魚つき保安林」として真鶴町の漁業を支える大きな役割を担ってきました。

昭和に入り、戦後になると御料林は国有林となり、その後真鶴町に払い下げられ、マツだけではなくクスノキやスダジイなどの大木が生い茂る混交林となっており、町の緑のシンボルとして町民からは敬愛と親しみを込めて「お林」と呼ばれ大切に守られてきました。

1970 年ごろより、マツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリを主要因とするマツ枯れが流行しはじめ、お林のマツ林に対しても被害を与え、神奈川県及び真鶴町によってお林全域への薬剤散布や樹幹への薬剤注入などの対策が数十年にわたり実施され、現在に残るマツ巨木の景観を維持する努力が継続されてきました。しかしながら、これらの手法を用いても、マツ枯れを完全に予防するには至っていません。今後も町の財産としてお林を保全しつつ、自然公園として緑と触れ合う場所として持続可能な活用を検討していく必要があります。



御料林



マツ枯れ



樹幹注入

【お林のあゆみ】

- ・ 1661 年（寛文元年） 小田原藩による松苗の植林
- ・ 1800 年代後半 明治維新後、皇室「御料林」となる。
- ・ 1904 年（明治 37 年） 森林法に基づく「魚つき保安林」に指定
- ・ 1947 年（昭和 22 年） 御料林は国有林とされる。（お林約 33ha）
- ・ 1952 年（昭和 27 年） 国有林が真鶴町に払い下げられ、移管される。
- ・ 1954 年（昭和 29 年） 「神奈川県立自然公園」に指定（特別地域 48ha、普通地域 90ha）
- ・ 1960 年（昭和 35 年） 「神奈川県立真鶴半島自然公園」に改称
- ・ 1961 年（昭和 36 年） 「真鶴ケーブルパレス」営業開始
- ・ 1963 年（昭和 38 年） 「真鶴サボテンドリームランド」開園
- ・ 1973 年（昭和 48 年） 松くい虫防除・薬剤散布開始

- ・1979年（昭和54年） かながわの景勝地50選「真鶴岬と三ツ石」
神奈川県指定天然記念物「真鶴半島沿岸に生息するウメボシイソギンチャクとサンゴイソギンチャク」
- ・1984年（昭和59年） かながわの名木100選「真鶴半島のクロマツ」
- ・1986年（昭和61年） 森林浴の森100選「真鶴岬」
- ・1988年（昭和63年） かながわの美林50選「真鶴半島の森」
- ・1989年（平成元年） 「中川一政美術館」開館
- ・1991年（平成3年） かながわの探鳥地50選「真鶴岬」
- ・1994年（平成6年） かながわの花の名所100選「真鶴半島のガクアジサイ」
- ・2001年（平成13年） 日本の重要湿地500選（真鶴岬周辺沿岸部）
- ・2004年（平成16年） 「ケープ真鶴」営業開始（旧 小田急ケープパレス）
- ・2005年（平成17年） 「お林展望公園」開園（旧 真鶴サボテンドリームランド）
- ・2006年（平成18年） 「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選「魚つき保安林と小早船」
- ・2007年（平成19年） 松くい虫被害対策事業・樹幹注入へ完全移行
- ・2009年（平成21年） 「遠藤貝類博物館」（ケープ真鶴併設）開館
神奈川県指定天然記念物「真鶴半島の照葉樹林」

2. お林保全協議会

（1）経緯

平成25年12月真鶴町議会定例会において、宇賀町長が「戦略的土地利用方針」を表明し、真鶴半島先端部分を生物多様性を重視した自然保護ゾーンとして位置付けました。それを受け企画調整課では、産官学民が連携した「魚つき保安林保全プロジェクト」を立ち上げ、平成27年度から産業観光課所管によるお林の現状を知るための「お林調査」に着手しました。

「お林調査」は、平成27年度、28年度実施し、年代別の航空写真による「空からの調査」と現地での「毎木調査」を実施しました。毎木調査では、延べ367名のボランティアの皆様にご協力いただき、954本、35種類の樹木を調査し、参加者の皆様とお林の価値を再認識したのと同時にお林の植生や樹木の分布が分かってきたところです。

お林調査の結果受け、平成29年度に「お林保全協議会」（以下「協議会」）を発足し、お林の保全方法について協議しています。



（2）ワーキンググループ会議

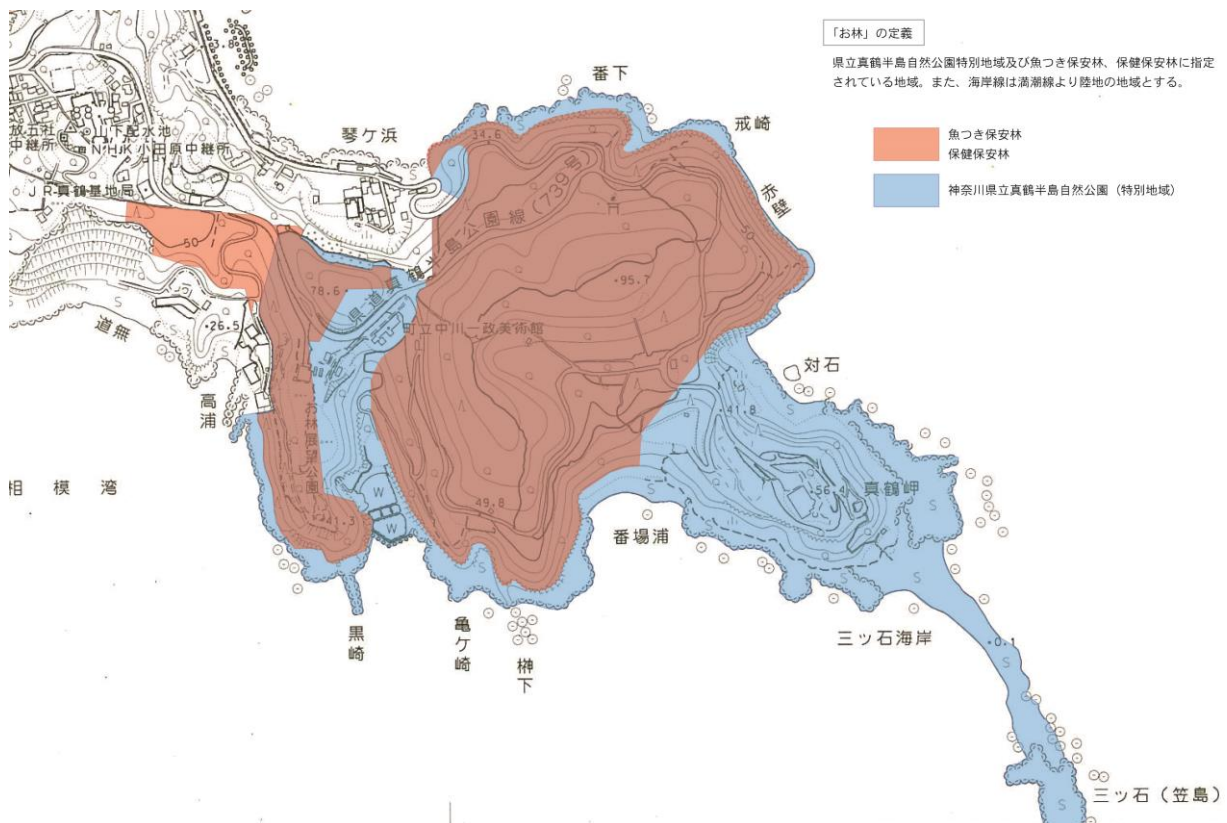
第2回お林保全協議会（H30.6.27開催）において、ワーキンググループを設置し具体的な保全方法について協議会に提案することが承認されました。

協議会委員である特定非営利活動法人ディスカバーブルー代表理事 水井涼太氏を中心にお林及びその周辺を拠点に活動されている方にご協力いただき、お林の将来像について意見を出し合い、取りまとめ、協議会へ報告することを確認しました。

平成 30 年 8 月 21 日から平成 31 年 3 月 20 日までに計 6 回開催し、本保全方針の原案を作成し、この原案については、第 4 回お林保全協議会（R 元. 7. 30 開催）で承認をいただき、協議会の保全方針とすることとなりました。

3. お林の定義

真鶴半島先端部の照葉樹の森、通称「お林」は、魚つき保安林、県立自然公園、県天然記念物等、さまざまな保護の対象となっていますが、その範囲はそれぞれで異なります。そこで、お林保全協議会として、保全の対象とする「お林」は、県立自然公園特別地域及び魚つき保安林に指定されている地域とし、さらに、海岸植生も「お林」と一体的であると考え、海岸の満潮線より陸地の地域を対象とします。



4. お林の基本的な考え方

お林（真鶴半島照葉樹林）は、江戸時代から明治時代にかけて植林されたクロマツ、クスノキの巨木、自生したスダジイによって、沿岸部の照葉樹林として大変貴重な森林です。江戸時代の小田原藩のクロマツの植林から始まり、クスノキの植林が行われた明治期の御料林などを経て町有林となり、江戸時代から、明治、大正、昭和、平成、そして令和と、日本やそこに暮らす人々の生活が激変する中で、およそ 350 年の間、開発を免れ、巨木が林立する独特な植生を有してい

ます。また、この「お林」が守られることで沿岸の自然環境も保たれ、海岸線から一体的に続く緑が真鶴半島の特徴でもあります。これらの自然は、いわゆる「魚つき保安林」としての機能も有し、沿岸漁業を今日まで支えることができています。さらに「お林」の景観は、近辺では類を見ない立派な森林であり、町民のシンボリック的存在であるとともに県立自然公園や県天然記念物に指定されるなど、周辺地域にとっても財産であると言えます。

今後、植林されたクロマツやクスノキが時間をかけて緩やかにスダジイを主とした森に遷移していくことで、人工的に創り出された森が時間と共に黒潮温帯域に特有な森林として姿を変え、よりその価値を高めていくことが期待されます。これは狭い国土でさらに沿岸部に人口が集中する日本にとって、自然的な価値を超えた貴重なものとなります。真鶴のこれまでの歴史やお林との関わり、地域での営みは、今後世界的に求められている「持続可能な開発」を考えていく上でも貴重な財産です。この「お林」の地域を代表する景観や生態系を守りながら、教育や観光など積極的かつ持続可能な利用をしていくことで、時代を超えた普遍的価値を真鶴のみならず、周辺地域、そして日本にもたらすものと考えます。したがって、基本的に管理上必要なこと以外は、お林には可能な限り手を加えず、その景観を世代を超えて残していくべきです。

しかしながら、このお林は三方を海に囲まれた地に、半ば人工的に作られた森であり、内陸の安定した森林に比べて脆弱な面もあります。昨今の急激な気候変動や台風の襲来、人為的攪乱に起因する外来種等に対しては、適宜柔軟に対応する事で、本来期待される森の遷移を守り、景観を維持する必要があります。そのために今後も有識者と町民や行政等が一丸となり、あるべき姿を議論・検討し、積極的にお林の価値を維持する取り組みを継続していかなければなりません。



(1) マツについて

真鶴町が行った「お林調査」において、2年間（H28年度、H29年度）にわたって1本1本の樹木の成長量を調査した結果、お林のマツには生育している場所ごとに成長量に差が見られ、特に内陸部を中心にほとんど成長が見られず、衰弱していると考えられるマツが多くあることが分かりました。この理由としては、植栽されてから約350年が経過し、既に老齢と言える樹齢に差し掛かっていることが考えられます。また、お林全体に常緑広葉樹が繁茂し、林内の暗さや養分に富んだ土壌がマツの生育地としては適正な場所とは言えないことも考えられます。一方、お林の一部では、顕著な成長が見られるクロマツが見受けられたほか、お林の周縁にあたる海岸の斜面や崖では、良好な成長を続けるクロマツが生育するとともに自然に発芽・定着したと考えられるマツの若木見られました。

そこで、沿岸部の崖地の自然には手を加えず、マツを残していくものとします。また、お林先端部については、植栽されたマツを含め生育しているマツが多く見受けられ、真鶴町を代表

する景勝地として積極的にマツを保全するべきであると考えます。一方で、マツの成長が持続可能な区域ではない、特に内陸部では、老齢やマツ枯れによっていずれマツが失われることが予想され、また、倒木や落枝によって来訪者にとって危険を及ぼす可能性があることも予想されるため、積極的に伐採し資材として活用していくことで、お林のマツを歴史的遺産として活用・保護していくこととします。また、資材として活用することで、お林の保全に必要な費用に充てていきます。

5. お林の価値を高める取り組み

お林を町民及び地域の財産として将来も保全していくには、その必要性と方策を町民や地域社会に広く理解してもらう必要があります。自然豊かな憩いの場としてのみならず、お林の自然の実情や森の遷移、そして、これまでの歴史と真鶴町民の営みとの関わり、さらに、お林を守ることによって守られてきた海岸線と海の豊かな自然。人々がこれらのことを知り、愛おしむことによって、ただの森以上の価値をこの「お林」に見いだすことができます。そこで、お林の自然や景観を守り続けるだけでなく、多くの人にお林の価値を知ってもらうことで、社会でのその価値を高めることが、お林を世代を超えて残していくために必要なこととなります。

(1) ルールづくり

お林の利用・活用及び保全等を両立して行くためには、ゾーニングなどをはじめ、「お林の基本的な考え方」に基づき、実効的かつ持続可能なルールが必要です。また、このルールは自然の状態、社会情勢、お林の役割の変化に際して、柔軟に対応（改変）すべきであり、有識者や行政の関連部署等で構成される組織で検討すべきです。必要であれば、海も含めた半島全体の利用のルール等として、町の条例等で定めることも視野に入れて検討されるべきであると考えます。

(2) 保全活動

「お林の基本的な考え方」及び上記ルールに基づき、積極的な保全活動を行政が主体となって実行すべきです。必要であれば、具体的な保全方法とその影響について有識者の助言を得つつ、行政の関連部署及び町民等の協力者と連携して実施すべきです。

(3) 積極的活用

「お林の基本的な考え方」及びルールに基づき、お林の景観や機能を壊さず、町民の憩いの場、環境学習や自然を楽しむ観光等、本来のお林の価値を高めるために積極的に活用を行うべきです。特にお林の自然のみならず、海の自然も含めた、真鶴半島の自然と人の営みなどを総合的に知り、学べる施設等を設置することで、教育及び観光での活用や保全活動に関する社会の理解を促進することにつながると考えられます。これらの方策については、町民、お林保全の趣旨を踏まえて活動する団体、行政の関連部署、観光協会等が連携して実施することがふさわしいと考えます。また、お林の価値を高めるということに最大の配慮を行い、自然も含めてその価値が大きく損なわれる場合は、計画を変更する等の配慮が必要です。



幸せをつくる
真鶴時間

Find happiness in Manazuru